

「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用に関する取扱要綱

制 定 令和4年3月1日港南地振第1317号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、港南ひまわり 83 運動をより区民に広めるとともに、港南区への愛着や親しみを高めるために作成された「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」（以下「83 太郎」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定める。

（権利）

第2条 83 太郎のデザインに関する一切の権利は、港南区に属する。

（使用目的）

第3条 83 太郎のデザインは、港南ひまわり 83 運動の広報、活動又は港南区への愛着や誇りを高め、港南区のイメージを区の内外に発信するために使用するものとする。

（使用できる者）

第4条 83 太郎のデザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条に定める使用目的の範囲内において、自由に使用することができる。

- (1) 横浜市又は港南区の信用及び品位を損なうとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) 83 太郎のイメージを損なうとき、又はそのおそれのあるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が不相当であると港南区長が認めるとき。

（使用承認申請）

第5条 83 太郎のデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に計画書及び見本を添えて港南区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提出を省略することができる。

- (1) 横浜市の区局等が、業務目的で使用する場合。ただし、地域振興課との事前協議を必要とする。
- (2) 営利を目的とせず、個人又は家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合。
- (3) その他港南区長が適当と認めた場合。

2 前項の申請にあたっては、原則としてデザインを使用する使用種別1件につき、1枚の申請書を提出するものとする。ただし、同時に2件以上の申請をする場合は、「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用承認申請書（複数申請用）（様式第2号）を1枚の申請書に代えて申請をすることができる。

3 港南区は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

（使用承認）

第6条 港南区長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、使用の可否について審査し、その結果を「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用承認通知書（様式第3号）又は「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用不承認通知書（様式第4号）に

より申請者へ通知するものとする。

2 使用承認は、その申請内容について港南区が推奨するものではない。

(使用承認期間)

第7条 前条の規定により使用を承認する期間は、承認日の年度内とする。ただし、事前協議を経て、港南区長が適当と認めた場合はその限りではない。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は第5条の規定により申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 第6条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容のみに使用すること。

(2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 83 太郎のデザイン及び色は、港南区の指定に基づいて使用し、デザインを変形させたり、無断でほかの図形等と重ねるなどの応用使用はしないこと。ただし、港南区長が認めた場合はこの限りではない。

(4) 83 太郎には、「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」または「83 太郎」とキャプションを付記すること。ただし、スペース等の関係により、キャプションを付記することが困難な場合は、港南区長が認めた表記方法とすること。

(5) 83 太郎のイメージを損なう使用をしないこと。

(6) 作成又は製造する物（以下「使用物」という。）は、完成後から使用期間前までに、速やかに区長に提出すること。ただし、使用物の提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(7) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(使用料)

第9条 83 太郎のデザインは、無料で使用できるものとする。

(使用承認内容の変更)

第10条 使用者は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用変更承認申請書（様式第5号。以下「変更承認申請書」という。）を港南区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 港南区長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、変更の可否について審査し、その結果を「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用変更承認通知書（様式第6号）又は「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用変更不承認通知書（様式第7号）により使用者へ通知するものとする。

(報告)

第11条 使用者は、使用期間終了後2週間以内に、「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用報告書（様式第8号）を港南区長に提出する。

(使用承認の取消し)

第12条 港南区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反した又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、港南区長が不適當と認めるとき。

- 2 港南区長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用承認取消通知書（様式第 9 号。以下「使用承認取消通知書」という。）により通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消通知書により通知があった日以降、当該使用物を使用してはならない。
- 4 港南区長は、第 1 項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物の回収その他の必要な指示等を行うことができる。

（責任の所在）

第 13 条 前条の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、港南区はその責めを負わない。

- 2 使用者が 83 太郎のデザイン使用によって第三者に対し、損害又は損失を与えた場合でも、港南区は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。
- 3 使用者は 83 太郎のデザイン使用に際して故意又は過失により港南区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を港南区に賠償しなければならない。

（管理・情報の公開）

第 14 条 83 太郎の使用管理及びこの要綱に関する事務等については、地域振興課が所管する。

- 2 地域振興課は、第 3 条の規定に基づき、83 太郎の使用承認の状況等について情報公開することができる。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、83 太郎のデザイン使用に関し必要な事項は、別に港南区長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

様式第4号（第6条第1項）

「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用不承認通知書

港南地振第 号
年 月 日

様

港南区長

年 月 日付で申請のありました「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザインの使用について、次の理由により不承認とします。

（不承認の理由）

（担当）港南区地域振興課 ○○○

電話 045-847-8396

F A X 045-842-8193

様式第5号（第10条第1項）

「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用変更承認申請書

年 月 日

港南区長

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称
連絡先 電話
担当者氏名

港南地振第 号で承認を受けた「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザインの使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

(変更内容)

(変更理由)

(添付書類)

申請内容がわかる変更した計画書・完成見本等（添付できない場合は写真や印刷原稿等）を添付してください。

(注意事項)

原則、申請1件につき1枚の変更承認申請書を提出してください。

様式第6号（第10条第2項）

「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用変更承認通知書

港南地振第 号
 年 月 日

様

港南区長

年 月 日付で申請のありました「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザインの使用変更について、次のとおり承認します。

(変更内容)

(特記事項)

(担当) 港南区地域振興課 ○○○

電話 045-847-8396

F A X 045-842-8193

様式第7号（第10条第2項）

「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用変更不承認通知書

港南地振第 号
 年 月 日

様

港南区長

年 月 日付で申請のありました「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザインの使用変更について、次の理由により不承認とします。

（不承認の理由）

（担当）港南区地域振興課 ○○○
電話 045-847-8396
F A X 045-842-8193

様式第8号 (第11条第1項)

「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用報告書

年 月 日

港南区長

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称
連絡先 電話
担当者氏名

港南地振第 号で承認を受けた「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザインの使用について、使用が終了したため、次のとおり報告します。

名称	
使用期間 (承認日の年度内を限度とする)	承認日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 使用目的が終了する日まで
使用種別	<input type="checkbox"/> 記念品類、商品 <input type="checkbox"/> 印刷物(看板、チラシ、広報紙等) <input type="checkbox"/> 映像 <input type="checkbox"/> その他()
販売・使用場所	
(配布・販売)結果	例: 配布部数〇〇、販売数〇〇個

※結果について、詳細な資料・写真等があれば添付してください。

様式第9号（第12条第2項）

「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザイン使用承認取消通知書

港南地振第 号
 年 月 日

様

港南区長

港南地振第 号で承認した「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」デザインの
使用について、次の理由により、承認を取り消します。

(取消しの理由)

(取消しに伴う指示事項)

(担当) 港南区地域振興課 ○○○
電話 045-847-8396
F A X 045-842-8193